

仕様書

1 契約名

鹿児島市西部保健センター及びかごしま温泉健康プラザ照明器具LED化業務委託契約

2 業務の目的

本市で策定している「ゼロカーボンシティかごしま推進計画」に基づき、事務及び事業に関わるCO²排出量削減の取組を推進する必要があることから、蛍光灯照明器具等を使用している鹿児島市西部保健センター及びかごしま温泉健康プラザについて、LED照明器具等（以下「照明器具」という。）を導入するものである。

3 履行場所

鹿児島市西部保健センター及びかごしま温泉健康プラザ
（鹿児島市永吉二丁目21番6号）

4 対象機器

別紙「LED照明器具等特記仕様書」を満足する製品

5 設置場所及び数量

別表「製品仕様書一覧表」及び「図面」のとおり
設置する照明器具の形状等は、現地確認の上、既設照明器具と同等のものとする。

6 業務の範囲

- (1) 設置場所及び設置照明器具等の現地調査
- (2) 照明器具の調達及び設置（既設照明器具等の撤去及び処分含む）

7 設置場所及び設置照明器具等の現地調査

契約締結後、速やかに本仕様書及び別表に基づき、蛍光灯照明器具等の設置状況や電源状況等について現地調査を行うこと。

現場に相違がある場合は、市の施設担当者に速やかに報告し、その対応について協議を行うこと。

8 LED照明器具の調達及び設置

(1) 事前協議等

- ① 現地調査後、市の施設担当者とのスケジュール等について協議を行ったうえで、書面で工程表及び体制表等を提出し、市の承諾を得ること。なお、照明器具の設置は原則として、施設の業務に支障のない休館日等に実施するものとする。ただし、開館日も作業ができる箇所については、協議して行えるものとする。

また、照明器具設置の進捗等により工程の変更が必要となった場合や体制表等の変更があった場合は協議を行い、市の承諾を得たうえで変更すること。

② 現地調査等の結果を踏まえ、別紙に適合しているメーカー標準仕様の照明器具を選定すること。選定後、資料を提出し、市の承諾を得たうえで発注及び調達を行うこと。なお、提出した資料に関して、市から追加の資料提出の指示があった場合は、速やかに提出するものとする。

(2) LED照明器具の設置

① 既存の蛍光灯照明器具等を撤去し、調達した照明器具を設置すること。その際、吊りボルト等により建物の筐体に固定することとし、天井ボードに隙間が生じた場合などは、適正に補修を行うこと。また、配線を変更する場合は、その配線に表示（豆札）を行い、配線の行先、用途等を明記すること。

② 施工にあたっては、安全管理及び現場管理には細心の注意を払い、事故等が発生しないように行うこと。万一、事故等が発生した場合には、消防機関等への連絡とともに市の担当者にも速やかに報告すること。特に、既存建物、物品等に損傷を与えた場合においては、報告後速やかに復旧すること。

③ 撤去した蛍光灯照明器具等については、関係法令を遵守し適正に処理すること。ただし、良品の蛍光灯照明器具等については、市の担当者に報告し、市が求めた場合は引き渡すこと。また、PCBの含まれることが懸念される安定器は確認を行い、PCBの含まれていることが確認された場合は、その旨が分かる資料を添付したうえで、市に引き渡すこと。

④ LED照明器具の設置に関しては、本仕様書等に基づき行うものとし、本仕様書等に記載がない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」最新版に準拠すること。

(3) LED照明器具の設置の記録

① 写真撮影

工程に沿って、以下の内容について写真撮影を行うこと。

ア 既存蛍光灯器具の設置状況

イ 作業状況（使用材料及び撤去品を含む）

ウ 照明器具の設置状況（消灯時及び点灯時）

エ 産業廃棄物処分状況（運搬車両含む）

② 図面等の修正

契約締結後に市の担当者より提供する図面等に、設置完了後の内容を追加・反映すること。なお、この図面等の修正は設置した照明器具の情報を追加することとし、CAD等を用いて新たに図面を作成する必要はない。

(4) 実施報告書の提出等

① 自主検査の実施

設置完了後に自主検査を行い、仕様書等に定める必要な性能を全て満たしていることを確認すること。

② 実施報告書の提出

自主検査の実施後、市に以下の内容を記した実施報告書を提出し、合わせて自主検査の結果を報告すること。なお、実施報告書の電子データを収納した電磁的記録媒体（D

VD-R等)一式を併せて提出すること。市の検査完了後、市が受領書を交付することにより業務が完了したものとする。

ア 作業状況写真

イ LED照明等機器一覧

ウ LED照明器具等取扱説明書

エ LED照明器具等保証書(写し)

オ その他関係機関への届出

9 その他

- (1) 産業廃棄物管理票は、E票を入手後、写しを市へ提出すること。なお、提出は契約期間後でも構わない。
- (2) 本業務の実施にあたっては、電気事業法等の関係法令を遵守し行うこと。
- (3) 本業務の実施にあたっては、地域経済活性化の観点から、可能な限り市内の専門業者や労働者の活用を図ること。また、資材などの調達も同様に市内業者からの購入に努めること。
- (4) その他本仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて協議して定める。
- (5) 市と協議を行った場合は、協議録を作成し、市へ提出すること。